

○高知県中小企業基本対策審議会条例

昭和38年10月1日条例第26号

改正

平成17年3月29日条例第22号

高知県中小企業基本対策審議会条例をここに公布する。

高知県中小企業基本対策審議会条例

(設置)

第1条 中小企業基本対策に関する重要事項の調査審議を行なうため、高知県中小企業基本対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(任務)

第2条 審議会は、知事の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 中小企業の設備の近代化に関すること。
- (2) 中小企業の経営管理の合理化に関すること。
- (3) 中小企業構造の高度化に関すること。
- (4) 中小企業が生産する物品の移出及び輸出の振興に関すること。
- (5) 中小企業が必要とする労働力の確保に関すること。
- (6) 前各号に掲げる事項のほか、中小企業の基本対策について必要な事項

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱又は任命する。

- (1) 中小企業団体の役職員
- (2) 金融機関の役職員
- (3) 中小企業について学識経験を有する者
- (4) 関係行政庁の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が委嘱又は任命された時における当該職又は身分を失ったときは、委員の職を失う。

(特別委員)

第5条 審議会に、専門の事項を調査研究するため、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、学識経験を有する者並びに関係行政庁及び県の職員のうちから知事が委嘱又は任命する。

3 特別委員は、当該専門の事項の調査研究が終了したときは、その職を失う。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第8条 審議会に、専門の事項を調査審議するため、専門部会を置くことができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年3月29日条例第22号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に委員等に委嘱又は任命されている県議会の議員は、当該委員等の任期が満了するまでの間、引き続き当該委員等として在任することができる。この場合において、当該委員等である者の数が当該委員等の定数を超えるときは、当該数をもって当該委員等の定数とする。